電気通信大学における履修証明プログラムに係る受講料細則

令和 2年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学履修証明プログラム規程第10条に規定する受講料について定めるものとする。

(受講料)

第2条 履修証明プログラムの1時間当たりの受講料の額は、別表のとおりとする。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

履修証明プログラム名	1時間当たりの受講料
ウェブシステムデザインプログラム	3,000円
A I・セキュリティ人材育成プログラム	8,000円